

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 意見募集期間

平成26年12月15日（月）～平成27年1月14日（水）

2 応募結果

意見者数109人，意見数合計138件

(1) 男女別内訳

男性	女性	不明
71	37	1

(2) 居住地別内訳

市内	市外	不明
81	27	1

3 主な意見の内容と本市の考え方

(1) 危害分析・重要管理点方式に関すること

意見	本市の考え方
HACCPの導入は食品の衛生の向上のためには必要なこと。条例改正に賛成。	市民や事業者の皆様の御期待に沿えるよう、引き続き、本市の食の安全安心の向上や確保に向けた取組を推進してまいります。
食の安全安心の向上が期待できる改正に賛成。京都の食が世界で最も安全なものとなるよう、京都市、事業者がそれぞれの立場で頑張りたい。	
伝統の食を継承している京都の取組が全国の模範となるような取組を進めて欲しい。	
選択制はわかりにくい。	今回の条例改正は、事業者の選択に基づき、「危害分析・重要管理点方式（HACCP）」による衛生管理を導入できるようにするものであり、同方式による衛生管理を義務付けるものではありません。事業者は、引き続き、従来型の衛生管理を行うこともできます。 また、国は中小規模の事業者が「危害分析・重要管理点方式」を導入しやすくするよう、食品の種類や施設の規模に応じた柔軟な導入方法等を検討していくとしており、これを踏まえ、中小規模の事業者にとって過度の負担が生じることのないよう、運用してまいります。 なお、従来の基準と「危害分析・重要管理点方式」による基準のいずれも満たしていない場合には、条例違反となります。
HACCPの導入については案で示されているようにまずは選択制として順次拡大していくなど、臨機応変な対応が必要と考える。	
HACCP方式に一本化するのはやめてほしい。	
中小企業がHACCPで衛生管理するのは困難である。HACCP型基準の推進に当たっては、中小企業への十分な配慮をお願いする。	
より厳しいHACCP方式を選択して条例違反になり、厳しい罰則が科せられるような条例改正には反対する。	

意見	本市の考え方
従来方式かHACCP方式か保健所に事前に登録を行うのか。	「危害分析・重要管理点方式」による衛生管理は許可や認証ではないため、登録や届出は必要ありません。
従来方式かHACCP方式かどちらを選んでいるか市民に分かる形で示されるのか。	本市では「京都市食品衛生監視指導計画」に基づき、飲食店や食品工場等に対し年間を通じ計画的に監視指導を実施していることから、監視指導の機会を利用して、各事業者がいずれの基準で衛生管理を行っているかを把握してまいります。
HACCPによる基準を採用した場合、文書や記録を京都市に提出する必要があるのか。	また、文書等の提出は義務付けておりませんが、監視指導などで書類の確認を求める場合がありますので、その際には提示できるように準備していただく必要があります。
現在の食の流通状況は京都だけで完結しないことがほとんどであり、他の地域でも同じように取り組む必要があるのではないか。	食品衛生法では、施設の内外の清潔保持等の公衆衛生上講じるべき措置に関しては、条例で定めることとしています。
このような制度は京都市だけが実施しても意味がない。本来であれば、国が主導的に法律を改正するなどすべきではないか。	今回の条例改正は、国の指針改正を踏まえ、本市の食の安全安心のさらなる向上を期すためのものですが、本市以外の他の自治体でも同様の条例等の改正が行われる予定となっております。
京都市以外にも店舗を構えており、他都市との規制や運用のすり合わせを行って欲しい。	本市では、食品に起因する衛生上の危害の発生の防止等を図るため、事業者が自ら行う衛生管理について、「危害分析・重要管理点方式」の考え方を一部取り入れた本市独自の制度である「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」を平成18年度から運用しています。
HACCPの概念を盛り込んだ簡易な制度を作ってはどうか。	本制度は、直ちに「危害分析・重要管理点方式」の採用が困難な小規模な施設等についても適用が可能であり、食品の安全性の向上が期待できることから、引き続き、「危害分析・重要管理点方式」の普及に向けた取組として位置付け、同制度を運用してまいります。
「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」は、今回のHACCP方式に準ずるものとされるのか。	同制度による認証施設については、食の安全安心をアピールすることができるよう、本市のホームページへの掲載を行っております。
「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」とHACCPを同時に進めるには無理があるのではないか。KESとの連携を考えたらどうか。	なお、KESは環境改善活動に参画することを目的とした京都独自の環境管理システムであり、食品の安全性の向上を図る認証制度とは目的が異なるものです。
「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」の認証施設はHACCP導入施設とみなせるのか。みなせないのなら、認証施設のメリットがあるようにして欲しい。	今回の条例改正は、国の指針改正を踏まえ、本市の食の安全安心のさらなる向上を期すためのものです。
HACCPの認定を受けた工場が大規模な食中毒を出したことは、このシステムが欠陥であることを意味している。国がHACCPをさらに推進しようとするのは、国民の意思を問わず、強引である。	また、「危害分析・重要管理点方式」による衛生管理は、食品の衛生管理の国際標準として広く普及しており、市内の事業者が国際的な取引を行う際に「危害分析・重要管理点方式」によ
今回の改正案は、TPPに交渉参加	

意見	本市の考え方
<p>した日本がHACCP承認施設製造外の食品を受け入れないアメリカからのFTAによる政治的利益を狙った改正ではないか。</p>	<p>る衛生管理を求められる場合が今後ますます想定されることから、事業者の選択により同方式を導入できるよう、条例の改正を行うものです。</p>
<p>食品等事業者は多種多様であり、業種別にわかりやすく、特に重要管理点について指導して欲しい。</p>	<p>中小規模の事業者が「危害分析・重要管理点方式」を導入しやすくするよう、国は、食品の種類や施設の規模に応じた柔軟な導入方法等を検討していくこととしています。</p>
<p>HACCP方式導入にあたり、営業者だけでは難しい場合があるため、自治体などが認めた指導員などがいれば安心して相談できる。</p>	<p>「危害分析・重要管理点方式」の導入を検討する事業者に対しては、今後、国での検討結果も含め、速やかな情報提供を行うとともに、施設の実情に応じた衛生管理が推進できるよう、保健センターの食品衛生監視員が必要に応じ、助言や指導を行ってまいります。</p>
<p>現状、日本の多くの製造業は人の手が多くかかるものであり、欧米のように機械管理されているわけでもないため、重要管理点がどこかがあいまいで、どこまで浸透するか疑問である。</p>	
<p>会社独自の食品の衛生管理を行っているが、市が求める規格（抜取検査、細菌検査等）に合っているかどうか知りたい。</p>	

(2) 健康被害に係る報告に関すること

意見	本市の考え方
<p>業者からの報告を義務づけることは、当然だと思う。</p>	<p>本市では、これまでから事業者に対し、健康被害につながるおそれのある情報を得た場合や、違反食品等が流通し、自ら回収に着手した場合などには本市に報告するよう指導しているところですが、市民の皆様や事業者の皆様の御期待に沿えるよう、食品工場や飲食店等の監視指導の機会を通じて、今回の条例改正による報告の義務化について、事業者への周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>全国的な食品事故にならないためにも報告の義務化に賛成。</p>	
<p>報告の義務付け制度を作るだけでなく、事業者の方に必ず守らせて欲しい。</p>	<p>今回の条例改正は、平成25年末に発生した冷凍食品への農薬混入事案を踏まえ、本市が情報を早期に探知し、事業者の皆様と共に被害拡大防止策を速やかに講じるために行うものです。</p>
<p>保健所が過剰に報告事案に反応し、すべてを回収、廃棄することとならないよう、苦情の内容に応じた適度な対応をお願いします。</p>	<p>保健所は報告内容を精査し、過去の事例等も参照にしつつ、食品安全の観点から、問題解決に向けて、個別具体的に適切な対応を行ってまいります。</p>
<p>虫や金属といった異物と農薬や微生物とは分けて対応すべきであり、報告の義務化に当たってはその辺りの配慮も必要である。</p>	<p>なお、保健所への報告を義務付けられるのは、「製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因すると疑われる健康被害（医師の診断があるものに限る。）に関する情報及び食品等の異臭の発生、食品等への異物の混入その他の健康被害につながるおそれがある情報を得たとき」であり、食品本来の味やにおいに関する苦情、商品の価格に関する苦情などは報告の対象ではあ</p>
<p>どのような場合に報告を義務づけるのか明確に示すべきである。</p>	

意見	本市の考え方
<p>自治体ごとに報告の対象がばらつかないように統一を図って欲しい。</p>	<p>りません。 本市以外の他の自治体でも国の指針改正を踏まえ同様の条例等の改正が行われる予定であり、本市のみならず、他の自治体ともしっかりと連携して取組を進めてまいります。</p>
<p>これまで以上に保健所への届出件数が増加することが予想されるため、保健所職員のスキルアップも必要。</p>	<p>本市では、日頃から、市民や事業者の皆様からの食品に関する様々な御相談を各区保健センターで受け付け、必要に応じて、関係施設への立入調査や本市衛生環境研究所で検査を実施し、原因究明に努めています。</p>
<p>対応事例が増えることは食中毒（疑）事案、食品衛生法違反事案に関する検査件数も増加することが予想されるため、検査体制（人員、検査機器）の更なる充実も必要。</p>	<p>市民や事業者の皆様からの情報の他、関係自治体から健康被害の発生が疑われる情報を探知した際には、関係保健センターが迅速に対応し、原因の究明及び健康被害の拡大防止にも努めているところです。 市民や事業者の皆様からの御相談に適切に対応できるよう、国等が実施する研修等への本市職員の派遣や職場での研修の実施等、関係職員の知識や技術の向上を図るための取組を行っており、引き続き、関係職員の質の向上や必要な体制の確保に努めてまいります。</p>
<p>健康被害が生じた場合は、医療機関からの報告があるので、食品等事業者が報告する必要はない。</p>	<p>今回の条例改正は、平成25年末に発生した冷凍食品への農薬混入事案を踏まえ、保健所が情報を早期に探知し、事業者の皆様とともに被害拡大防止策を速やかに講じるためのものです。 医師からの届出だけでなく、事業者の皆様からも早期に報告いただくことにより、被害の拡大を未然に防ぐことにつながると考えております。</p>

(3) その他

意見	本市の考え方
<p>小さな子どもがいるので、こうした取組で食品の安全を守ってもらえるのは助かる。</p>	<p>市民の皆様や事業者の皆様の御期待に沿えるよう、条例改正後の運用を適切に行い、引き続き、本市の食の安全安心の向上や確保に向けた取組を推進してまいります。</p>
<p>食の安全確保のためには必要な改正。しっかりと運用して欲しい。</p>	
<p>最近では冷凍食品への農薬混入や学校給食での大規模な食中毒のニュースなどが流れ、食品に対する安心感が薄れている。京都市民の一人として、行政がより厳しい基準を設け、食品製造業者の危機管理をより一層徹底して欲しい。</p>	
<p>生の肉を食べるなど、食中毒の危険があるものを食べてお腹が痛くなるのは自業自得であり、業者ばかりに規制をかけるのではなく、一般市民に対す</p>	<p>食の安全安心を確保するためには、事業者の皆様が取組はもちろん、市民の皆様にも必要な知識を持ち、その重要性について理解を深めていただくことも必要であることから、市民に対</p>

意見	本市の考え方
<p>る対策も必要ではないか。</p>	<p>する積極的な情報提供等に努めてまいります。</p>
<p>営業者からの意見がどれだけあったのか、どれだけ反映されたのかを明らかにしつつ、意義ある改正を行って欲しい。</p>	<p>いただいた御意見については、本市の考え方と共に公開し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>行政にはマスコミなどが不安をあおり過ぎることのないよう、正確な知識を伝えるなど、食の安全安心に係る啓発などに努めて欲しい。</p>	<p>食の安全安心を確保するためには、事業者、行政のみならず、市民の皆様が食に関して正しい知識を得て、行動に移していただくことが非常に重要であると考えております。</p>
<p>営業者は、コストがかかることにはメリットがなければ導入しないため、営業者の努力を評価する市民土壌が必要である。</p>	<p>このため、本市としましては、「危害分析・重要管理点方式」による衛生管理の仕組みや事業者の皆様を取組をお知らせするとともに、食品工場見学会等のリスクコミュニケーション事業を実施するなど、食の安全安心情報の提供や意識の向上に努めてまいります。</p>
<p>過去に条例違反で処分がなされたケースなどはあるのか。</p>	<p>本条例は、食品衛生法に基づき、事業者が施設の衛生管理上講じるべき措置の基準を定めるものであり、本条例に違反した場合は、食品衛生法に基づく営業の取消や禁止等の行政処分を講じる場合があります。</p>
<p>違反した場合の罰則はどのようなものか。</p>	<p>本市では、過去、本条例に定められた基準に反し、衛生管理に不備が認められた施設に対して、営業の禁止処分を行った事例があります。</p>